

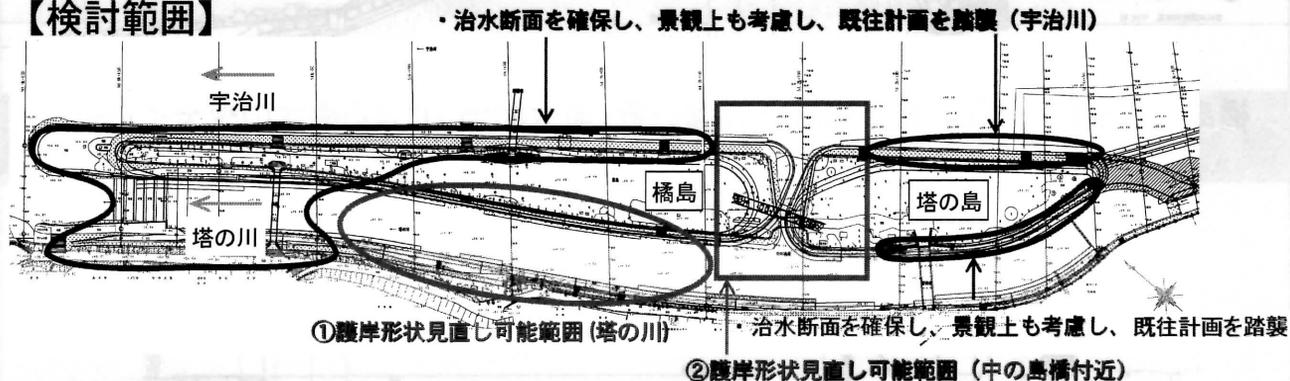
■前提条件と検討範囲

アンケートを通じて得た市民の意見（現況の樹木は伐採を行わない）を基本とした護岸構造の見直しを行った。

【前提条件】

○治水上、流下阻害とならない範囲で、かつ、これまでの検討経緯（中洲と河原の姿をとりもどす）を踏まえた景観を損なうことのない範囲で護岸形状を見直す。

【検討範囲】



【樹木の保全方針（中高木対象（低木は含まず））】

樹木医による樹木調査を実施し、

- 現位置で保全できる樹木は保全する
- 保全できない樹木は移植する
- 移植できない樹木は養生木とする

※養生木：老木や病気等により移植が難しいため、島外に搬出し、養生させる樹木。
（ただし、移植に伴い枯死の可能性もある）